

## 第7章 調査結果に基づく試察～庁鼻和城、或いは国済寺における一様相の復元～

今回の調査は、庁鼻和城跡調査史上、最も広範な調査対象地となつたために、土地利用の一様相を看取することができた。そこで本章ではこれまでの調査結果から、調査区の様相について若干の考察を試みてみたい。

### 1. 庁鼻和城としての調査区の歴史的・機能的位置付け

現在推定されている庁鼻和城跡の形状は、国済寺に残る記録を元に、「東曲輪」、「西曲輪」、「南曲輪」といった地名、土壘など各所の伝承地から割り出している。これを見ると、この後に造られた深谷城の縄張りと比べても、我々が抱いている城郭というイメージから大きな隔たりがあると言うことができるだろう。

既述したとおり、庁鼻和城は15世紀半ばでその位置を深谷城に明け渡すこととなる。この深谷築城を期に、北関東地方では相次ぐ築城の記録が見いだせる（註1）。享徳の乱に端を発する関東地方の動搖を直接的な原因とするものと思われるが、このことを考えても、深谷城に限らず、地域的に城館機能の変化が認められる時期と言うことができるだろう。柴田龍司氏の論攷によれば、15世紀はそれまでの居館が廃され、居館と一体化し、恒常的に機能し続ける城郭（戦国期城郭）が出現し、分散していた村落が居館周辺に集村する集落景観が成立する時期であるとされている（柴田 1991）。深谷城が内廓の居館本体のみならず、「侍町」、「仲間町」などの生活区画を城内に持ち、後の深谷宿に発展する城下町的集落が形成されていた点を考えると、確かにこの戦国期城郭の嚆矢といえることができるかも知れない。そしてそれは同時に、庁鼻和城が戦国期城郭の範疇から外れることも示唆するものといえるだろう。我々はこれまで庁鼻和城に対して、この戦国期城郭に代表される、近世城郭のイメージを重ねすぎていたのではないだろうか。我々は15世紀以前の城館とは一体どのような性格のものであったのかを考え直し、庁鼻和城跡の持つ可能性を再考察すべき段階を迎えているように思う。

柴田氏は先の論攷において15世紀中の地形の違いによる館と城の在り方を図式化し、『居館の周辺に台地や山がない地域（広範囲な沖積地平野地帯など）』においては、『15世紀以前』は『平時』には『館』として機能し、『戦時』には『臨時に館を城郭化』するものであったのが、『15世紀以降』には、『平時』『戦時』ともに使用される『城郭化した館』と『城下集落』が出現すると述べている。庁鼻和城跡については残念ながら縄張図が残されていないため、具体的な検証はなされていないが、少なくとも内廓に関する限り、現存する堀跡推定地や土壘の規模から、推定方一町規模の方形であった可能性が導かれる。柴田氏の言う『平時』の『館』という要素が多く認められる。これに対し、外廓については「西廓」や「東廓」といった小字名以外、具体的な施設については堀や土壘、物見櫓の伝承地など、縁辺部に存在した施設に関する事柄のみで、その内部施設に関しての伝承は一切残されていない。戦国期城郭のように「〇〇丸」や「〇〇廓」といった外廓部分に恒常的な軍事施設の存在については不明な部分が多い。また深谷城や東方城のような「侍町」「仲間町」などの計画的居住空間に関する地名も残されていない。このことから考えて、庁鼻和城に残っている「西曲輪」、「東曲輪」、「南曲輪」という地名を、即、深谷城と同義の縄張りに結びつけにくいのが現状である。

「新編武藏風土記稿」国済寺村の条に見られる記述では、小字「庁鼻和郷」は国済寺境内のことであると記され、境内地（=城地か）を含む一帯が、過去から既に独立した郷名を持っていたことが明記されている。伊藤毅氏の論攷によれば、中世においてはこの「境内」という語自体が寺社の境内にとどまらず、『公家の屋敷地や京都の町の街区なども指す、比較的広義の概念であった』とされていることから、国済寺を中心とした地域にまでこの郷名が及んでいたことも考えられる。また伊藤氏は先の論攷の中で、中世都市を単純モデル化した場合、「境内」と称される空間は、①領主館あるいは寺院などの中核（象徴核）を中心として、②同心円状の面集合によって形成され、その内部では③核を中心とするヒエラルキーが外向きに段階的に形成される重層空間を形成し、④領域を結界する土壘や堀などの要害施設、鳥居などの象徴施設に代表される境界装置などの囲繞により領域指定される閉鎖系

の集合であり、⑤空間の一円性を主張・保証する論理または根拠を備え、⑥各構成要素の定着性を想定できるものと定義されている（伊藤 1995）。この論拠を国済寺の場合と重ねて考えると、かなり推測に頼らざるを得ない部分が多いものの、それぞれの要素を満たす状況を想定することができる。そう考えると、「曲輪」という地名表記から、近世城郭的機能を規定する必要はないのではないだろうか。むしろここでは「曲輪」という語に、この中世における「境内」を形成する面的地域という解釈をあてはめるべきではないかと思われる。深谷市に所在している城館跡のうち、「曲輪」或いは「廓」表記の小字名を残すものは、ほとんどが武蔵武士団のものと伝えられている。これらの館跡については調査されておらず、不明な点があまりにも多いが、やはり方一町ないし二町の方形館を基本とする縄張りを持っているものと考えた方が自然であり（可能性論的には人見館のように後世修築されたものを除いては）、戦国期城郭の体裁は未整備であったと推定される。しかし、「曲輪」「廓」という名称の地域については、現在でも割合と明確な区画を残しており、軍事施設というより、地域区画という認識が強いものと推定できる。これらの館跡には今のところ外堀伝承地は認められておらず、その点ではとにかくも外堀が巡る庁鼻和城は、防御的性格がより鮮明に現れているものと考えることができるだろう。ここに横瀬景繁が記すところの「こくさい寺之こや」の姿があったものと思われる所以である。深谷市蓮沼地内で調査されたウツギ内遺跡や明戸地内で調査された新田裏遺跡にも見られるように、近年の発掘調査の成果によって、城館に限らず、寺院や集落もまた、多数の溝によって区画されていたことが明らかになりつつある。第3次調査をはじめとする各所における確認調査（註2）で検出された溝跡にも、同様の意味を見出すことが可能であろう。

こう考えてみると、「東曲輪」、「西曲輪」、「南曲輪」など、これまで単に城館跡の名残とされていた地名が、庁鼻和城の構えではなく、庁鼻和という地域と深く関わってきたものとする考え方を提示することができる。そして庁鼻和城に関して更に指摘しなければならないのは、字名として「北曲輪」が現存しない点である。現在我々が庁鼻和城跡と考えている地域は、土地区画の形状が極めて良く残されており、後世の区画整理などによる地名変更は考えにくい。むしろこの場合、縄張り当初から「北曲輪」という空間が存在しなかった可能性を考えおかねばならない。実際、今回の調査結果から、調査区北側で確認された外堀推定地と南側で発見された内堀推定地の間には、最大約80mの余地しかない。単純な直線距離にしても、南曲輪推定地で約250m、西曲輪推定地で約210m、東曲輪推定地で約200mの余地を有する規模であることを考えると、「北曲輪」地域はあまりにも規模が狭小である。今回検出された堀を城外堀と想定すると、上野国方面、即ち北方の監視・守備を重視すべき庁鼻和城の築城理由から考えて、戦略上の重要地域であったはずの北曲輪が存在していないこととなり、内廓自体がほとんど外界に面していたと考えざるをえない矛盾に立ち当たる。今回の調査箇所に関しては、城郭的思考の延長である曲輪構造ではなく、内廓の余地あるいは周縁地という付帯地域的な機能を考えるべきではないだろうか。

今回の調査では、C区で確認された外堀以北でも建物跡と柱穴群が確認されており、これを庁鼻和城時代の遺構と仮定すると、部分的であれ、施設が外堀北方に広がる可能性が出てくることとなる。堀直縁には道路の存在する形跡を示す硬化面や盛土は一切確認できず、伝承として残されている「鎌倉街道」が堀沿いに走っていた可能性は低い。つまり堀外の空閑地の存在を示唆している。現在、旧中山道を挟んで所在する愛宕神社は、庁鼻和城時代からの鬼門除けとして崇拜されていたという細見修学氏の証言がある。城内に三社とも五社ともいわれる神社が鎮座していた深谷城の例から見ると、庁鼻和城が、城地（曲輪としては明らかに堀外であるが）内に神社を包括していても不思議なことではない。縄張り当初の城地が現在推定しているものよりも広がるのか、この地域に限り、施設が突出する形で構築されているのか、或いはこの地域自体が、土地利用に際し、地域区画の遵守を強制されない地域であったのか、また或いは建物群自体が許容される意味合いのものだったのか、この点については今後の調査検討課題とする必要がある。

これは、今回の調査区が、庁鼻和城の防御的見地に基づいて利用されたものではない可能性を示唆していると言えるのではないだろうか。

註1 享徳の乱に關係する築城としては最初期のものといわれている。江戸城、河越城、岩槻城はこの翌年、長禄元年(1457)の築城である。

註2 国済寺西方で行った確認調査では、内廓方向から延びる溝跡が確認され、区画に使われていた可能性が考えられる。同所および南方で行った確認調査では小土壙が散漫に検出されたのみであり、区画内には空閑地が存在したものと推定している。

## 2. 国済寺としての調査区の歴史的・機能的位置付け

前記した通り、調査区から検出された掘立柱建物跡群は、その構造や規模から、仮設の可能性が高い簡易構造の建物であること、またその分布状態から、城の防御的見地に基づく建造物である可能性が低いことが推定された。

ここで我々は序鼻和城のもう一つの面、国済寺としての面からこの様相について考察してみたい。序鼻和城と国済寺は、その成立時におけるファクターとしては序鼻和城が上位に位置するものの、両者とも同時期に独自に活動していたことは明らかであり、その点では、国済寺は序鼻和城に包括されてしまう服属的存在ではないからである。

それでは、国済寺という宗教拠点から見た場合、これらの建物はどの様な性格を持つものであったのであろうか。

### (1) 絵巻物に見られる建物からの復元

我々が中世の風俗を視覚的に確かめようとするとき、当時描かれた様々な絵巻物を参考とする手法が最近脚光を浴びている。製作時期の確認、絵師自身の時代認識、当時の社会習俗に関する知識、描出に関わる技量などによって、その表現には充分な検討を加える必要が生ずることは充分認識しておかねばならないが、それでも様々な指針を我々に与えてくれる貴重な資料であることは間違いない。これは考古学的立場からも同様であり、遺跡上で確認された僅かな形跡を、具体的な構造物として見せてくれる貴重な資料である。

これまでに得た仮説を検証するため、前記6点の状況に類似した場面を検討してみた。参考とした絵巻物は寺社を取り巻く様々な建物が描かれている「一遍上人絵伝」（以下「一遍…」）、「法然上人絵伝」（以下「法然…」）である。ただし、その舞台となっている鎌倉時代の基本的建築方法である「間面記法」は、室町時代には失われてしまっており、この点を十分考慮した上で、検討していく必要がある。

これらの絵巻物には様々な寺社が描かれており、特に今回の調査結果のポイントである、境となる堀や塀、柵の周囲に建てられた様々な建物を見出すことができる。

これらの建物は、具体的に大きく2種類に分類することができる。

#### ◎長期維持を目的とする建物

○一般民家（町屋、農家母屋）

○宗教施設（僧坊・庵、社）

#### ◎短期維持を目的とする建物

○仮小屋（非人・乞食小屋、棧敷・見物小屋等）

それでは各要素について今回の調査結果と照らし合わせながら考えてみたい。

#### ◎長期維持を目的とする建物

○一般民家（町屋、農家母屋）

「一遍…」卷第六、第二十二段後半の三島社の鳥居前、卷第七、二十七段の関寺門前や四条京極の釈迦堂の場面などに描かれる町屋は、寺社の参道、或いは塀沿いに描かれており、いわゆる門前町、寺町を形成している。しかしそれはあくまでも寺社境内の外であり、配置には明確な規則性が認めら

れる。国済寺の場合、確かに鎌倉街道伝承地である中山道が堀の縁辺に走っていた可能性を指摘することができるが、前述の特徴4、5の点から、町屋の構成については考えにくい。また、農家と見られる民家の母屋にも、同様な特徴を求めるができるようである、町屋・民家母屋の表現に見られるような構造に見合う規模の建物も殆ど検出されていないことからも、民家の存在は考えにくい。

#### ○宗教施設（僧坊・庵・社）

寺院の隣接地という状況から、僧坊や庵などの可能性はどうであろうか。18号・27号・64号・84号・111号・118号・124号建物などは、部屋構造や中間柱の配置などに他の建物に比べ比較的長期の耐久性と居住性を指向した形跡があり、僧坊・庵と推測することは可能である。しかし、「一遍…」卷第五、第十八段の下野国小野寺の雨宿りの場面に見られるような礎石建物ではない点を考えると、やはり急造仮設の前提に基づくものとなる。「法然…」卷四十三、十一紙における西仙房心寂往生の場面に見られる、庵脇に建てられた念佛所のような無蓋の区画を想定することも可能だが、今回の場合、国済寺土塁の外に位置することから考えても、境内に伝えられる僧坊・庵などとは一線を画して扱う必要がある。国済寺における僧侶の生活実態が不明なため、これに関わるものとしては、これ以上の仮定推測には言を控えるしかない。

それでは社としての可能性はどうであろうか。調査区北方に国済寺鎮守である愛宕神社が鎮座しており、距離的状況からも神祇施設の混在は考えられなくはない。しかしその場合、確認された規模・内容からはいわゆる本殿・拝殿など本社的構造物というより、小社的構造物である可能性が高い。

「一遍…」卷第五、第十九段の閑の明神祈請の場面、卷第十、第四十段の備後一の宮参拝の場面などに小社の有様が見られるが、立地や規模に関わらず基礎は井桁構造であり、掘立柱穴を残す種類のものではない。掘立柱構造小社の例がないと断言はできないが、臨済宗法灯派と熊野・天神信仰との強い結びつきと、建物構造の規範が厳しく決められている神祇界の様相、更に堀の内外という国済寺と愛宕神社の空間関係を考えると、現時点においては小社の存在の可能性は低いものと考えておきたい。いずれにしても、建物全ての解釈としては不十分なものといわざるを得ない。

#### ◎短期維持を目的とする建物

##### ○仮小屋

「一遍…」卷第二、第七段の天王寺参籠の場面や卷第八、第三十二段の美作国一の宮参詣の場面、卷第十一、第四十三段の淡路天満宮参詣では参道や門前、築地塀沿いに建てられた非人・乞食小屋の様子が、卷第七、第二十八段の空也上人遺跡市屋道場における念佛供養の場面では、板屋の高舞台を中心として、門前や境内に建てられた板葺の棧敷、囲いや見物小屋、非人・乞食小屋と思われる隅柱や片柱の小屋など、様々な仮設建築物が寄り集まっている様子が描かれている。時宗の踊り念佛の様な一種の見せ物的要素は考えにくいため、棧敷などは除外してよいと思われるが、今回確認された建物の様相を類型化しうる可能性として考えたい。

以上の点から、短期維持を目的とした構造物である仮定に立って論を進めることしたい。

#### (2) 仮小屋の内容

これら絵巻物に見られる仮小屋は、2種類に分類することが可能である。すなわち、移動・建て替えの簡便さを目的とした建物と、あくまでも応急的な使用を目的とした建物の2群である。

##### ◎移動・建替えの簡便さを目的とした建物

天王寺や美作国一の宮、淡路天満宮の場面に見られる非人・乞食の小屋がこれに相当するだろう。彼らの小屋は寺社の門前、大道、或いは堀割区画内などの境界部分にまとまって建てられている。これは、彼らが往来や参詣の人々との空間的な棲み分けを明確にし、「施す者」と「施される者」の関係を保つ、つまり生活空間の維持を第一とした結果であると考えられる。この仮定上では、彼らの建物は決して短期維持を目的としたものではない。天王寺参籠の場面には車付きの構造の小屋も描かれており、その構造の簡便さには、むしろ万が一の移動のための撤去、再建の簡便さに比重が置かれていると考えられる。今回の調査で確認された掘立柱建物群について見てみると、堀により区画された

地域内外にわたり、空間一杯に構築されている。彼らの小屋に見られるような生活空間の維持を意識した棲み分けは一切認められない。また、建物の分布状態についても、それを裏付けるような建物配置の変遷も認められなかつた。

#### ◎応急的な使用を目的とした建物

空也上人遺跡の周囲に構築された建物群がこれに相当する。これらの建物群は先の非人・乞食小屋と同様、高舞台と同じ敷地である堀割の内側に建てられてはいるが、彼らの小屋とはその立地条件が全く異なり、高舞台の周囲に、牛車や群衆を収容しうるだけの空閑地を隔てて取り巻く様に位置し、一種の領域を形成している様子も看取できる。このことは、これら建物群が生活空間の維持とは別に、その中心に位置する対象の求心力によって生じた派生的性格を持つものであり、対象が求心力を失えば、極端な場合、1回限りの使用で消滅することを前提としていたことを意味している。

今回検出された掘立柱建物跡群の個々は、外堀の内外にわたり、ほとんど無規則といえるほどの分布状態を示していることは前述の通りである。しかしながら総体で見た場合、これらの建物群は国済寺を取り巻く土塁と最短で約5mの空閑地を隔てて建築されていることが分かる。これは外堀に対する建物群の配置とは全く異なる様相である。このことを見ると、この建物群は外堀という境界施設にはとらわれず、あくまでも内堀に囲まれた国済寺という対象を中心としたものである可能性が高い。このような対象を意識したと考えられる今回検出の建物群の様相には、「一遍…」における空也上人遺跡の高舞台を取り巻く建物群の様相にも通ずるもの認められるのではないだろうか。

#### (3) 掘立柱建物群に関する仮説—国済寺を取り巻く意味

それでは国済寺を中心としてこれらの建物群が形成されたとすれば、その求心力の基礎は何だったのだろうか。筆者はそれを国済寺における教化活動に置きたいのである。先述の通り国済寺創建当時の禅宗は、戒律に束縛されない往生を説く信仰仏教として、武士階級のみならず一般庶民に広く流布しており、その教化活動の際には貴賤を問わず多くの民衆を集めていたようである。国済寺もその例に漏れず、「峻翁令山禪師行録」には禪師の在錫時に多くの出家、在俗信者が国済寺へと集まっている様子が描かれている。明徳二(1391)年二月二十一日の条には、一夏期の修行者を『一千人』、三月二十七日の条には『数知れない』ほどの人々が集まったと記されている。無論、この数字や表現を額面通りに受け取ることはできないが、禪師の名声から多くの信者が集まったことは確かであろうし、禪師の示寂後も、実数こそ分からぬが、多くの修行者の集う機会があったことは間違いない。これまで境内の5つの塔頭がそれら修行者の宿泊に供されていたと考えられていたが、果たしてその全員を収容し得ていたのであろうか。現在、これらの塔頭の規模様相を知る術を持たないため、これに対する明確な答えを得ることはできないが、様々な規式、遺戒に見られる僧俗信者や修行者の出入りに対する厳しい規制を見ても、僧俗貴賤全ての人々が常住たる国済寺境内において生活することが認められていたとは考え難い。僧侶や壇越たる上杉氏を始めとする武士階級の人々は、塔頭や府鼻和の館へ宿泊したとしても、残る在俗信者はそれぞれの在所から通うか、遠方の者は国済寺の周辺で仮泊していたと考えざるを得ない。

今回確認された掘立柱建物群は、この仮泊所的な位置にあったのではないだろうか。国済寺境内を意識したとしか思えない空閑地を保ちながらも、文字通り一面に建て替えられた建物群が許容された理由は、そこにあるものと考えておきたい。

そうした場合、同一地域における同程度の規模・構造の建物の度重なる建て替えは、単に多くの人々が集まってきた現れだけに止まらず、先に建物を建てた人物と、建て替えを行った人物の社会的背景に共通した部分があることも示唆し得よう。その中にあって、構造的により複雑な建物の存在は、その構造や選地の状況から、建てた人物の社会背景が先に示した人々のそれとは異なっていることを示唆するのかもしれない。それはある面では経済的なものであり、またある面では社会地位的なものであった可能性はある。その対照性は、当時の禅宗信者の多様性を示す証拠ともなるかもしれないが、現段階では、それを検討できるだけの具体的かつ十分な材料を持ち合わせておらず、想像の域を出ない。言を控えるしかない。

今回確認された建物群からは、火を使用した痕跡は一切確認されなかった。これは建物群の所在地で火を焚く行為、例えば調理の場として使用されなかつたことを意味している。これは庶民の日常生活の場ではなかつた事を示唆すると同時に、生活が国濟寺に依拠していた可能性も示している。修行者の食事が国濟寺において賄われていた、或いは「一遍…」巻第八、第三十四段、当麻寺曼陀羅堂の場面のように、信者の持ち込みによる齋で賄われた可能性と関連するのではないかと考えられる。また更に一步言を進めれば、建物において火を焚くもう一つの必然性、暖房も必要としなかつたことを意味している。深谷周辺では冬季は「赤城風」が吹き荒れ、気温も低いため、火を使用しない生活は考えにくい。何よりもこの程度の建物では風によって簡単に倒壊してしまい、宿泊などとても考えられない。実際の使用は、夏期の一時期に集中していた可能性を推定すべきなのではないだろうか。

いずれにしても、現時点ではこれら建物群は庁鼻和城というより、国濟寺と深いつながりを持つ存在である可能性を指摘しておきたい。

今回の内堀・外堀における土壌分析では、堀底付近からイネ属やヨシ属の珪酸体が検出され、これらが建築物の部材である可能性が指摘された。この見解については、それら植物群の栽培や自生の可能性、それらを材料とする製品が廃棄された可能性が否定された訳ではないので断定はできない。調査成果の更なる蓄積と検討が不可欠である。しかしこれらの痕跡が建物に使用されていた外壁材だとすれば、具体的な連想を喚起する事実と言えるだろう。

### 3. 庁鼻和城と国濟寺の関係

我々はここで、庁鼻和城のもう一つの顔、国濟寺としての面からも調査区の在り方を考えてみなければならぬことが明らかとなつた。しかし、国濟寺については、古文書に残る僅かな記述に頼るしかないのが現状である。そこで具体的にそれらの内容から国濟寺像を推定してみたい。

まず、国濟寺を形成していたであろう建造物についてみてみよう。最も良く知られているのは、「新編…」に記されている五つの塔頭の存在である。もっともこれらは近世初頭には廃絶しており、現在その位置を伝える記録は確認できていない（註1）。しかし、これだけの塔頭を備える寺院である以上、国濟寺自体の伽藍や、諸施設もある程度の規模を持っていたことは想定する必要がある。事実、「峻翁令山禪師行録」（以下「行録」）の明徳二（1391）年の条には仏殿の建立が記されており、国濟寺自体が創建以来、極めて短期間に伽藍を整えていたことが知られる（註2）。応永十五（1408）年に記された「峻翁令山禪師遺戒」（以下「遺戒」）には、『諸寮舎』に武具並びに俗書を置くことを禁止している一条が見られ、主要な堂宇以外にも様々な施設が存在していたことを窺わせている。また寺内に『菜園』が営まれていたことも記されており、寺としての組織的自活自営の形態を整えつつあった形跡も窺うことができる。庁鼻和城が国濟寺開山18年の時点で、道場としての様相を整えていたことは間違いない。

次に、国濟寺の組織について見てみたい。「遺戒」には、武具・俗書の持ち込みの禁止、広園寺との僧侶の無秩序な往来の規制が記されている。これらは単に俗界との関わりに一線を画すという以上に、禅師自らも見聞してきたであろう、顯密寺院の衆徒や諸社神人の乱行、そして禅宗自体に蔓延していた強訴の風潮を批判し、これに対する公法の介入による検断から独立自治を保つため、衆僧の武装集団化や世俗化を厳しく戒めたものであると思われ、禅師存命時に、国濟寺が既にそのような事態を想定しうるだけの衆僧の結集、組織化が見られていた現れと考えることができる。更に「遺戒」には、国濟寺に『住持』とそれに準ずる『首座』の存在、老僧の評定による住持の選定が明記され、詳細ではないものの寺官組織の形成が窺える。米良文書に残る紀伊国熊野山の「武藏国旦那知行分在所注文」（応仁二（1468）年）には、『西ちようのはな一円』、『東ちようのはな一円』の表記が見られる。「北國紀行」の例の通り、『ちようのはな』が国濟寺を指す語であることはほぼ確実であろう。その『ちようのはな』が東西に区別され、更に先に『西ちようのはな』、数行後に『東ちようのはな』が別記されている点に注意したい。この文書が勧進先である旦那を列記したものであるという性格を考えても、記録者が、勧進という事実に則した点から、それぞれの一個の集団として認識していることの現れであろう。推測の域を出ないが、この『ちようのはな』が東西で記載される背景には、

当時の国濟寺内部における、中国禪林以来の組織制度である東西両班の存在が示唆されているものとも考えられる（註3）。国濟寺に住持・首座と東西両班から成る常住組織が存在した可能性は高い。その他にも「遺戒」には『園頭』の存在が記されているが、残念ながらこれ以上の寺官組織については詳述されておらず、それを知ることはできない。しかし逆に言えば特に記すまでもない既例のものとして略された可能性がある。「遺戒」に記されている『…高岳大庵主隨縁可住持者也、自広園寺可定、…』の一文の通り、師の抜隊得勝が開いた向嶽寺住持の選考範囲を広園寺に指定しており、その管理が峻翁令山に委ねられていたことが類推される。この状況や、法脈上の関係を考えると、抜隊得勝の「遺戒」が峻翁令山のそれに最も影響を与えたものと考えられ、国濟寺の組織規定にはその考察が不可欠なものと思われるが、現時点では、これに先行する「臨川家訓」や様々な規式、遺戒から類推するしかない。また、国濟寺には在俗の信者も多数いたことが先の「行禄」の記述、『四衆雲の如く集まり』から知ることができる。信者は開基上杉氏を始めとする武家階層に限らず、庶民階層にも及んでいたと思われる。このことは「天狗草紙」の例の通りである（註4）。顯密寺院では、庶民階層の在俗信者が、いわゆる「公御人」的集落を形成して寺院の様々な生活活動を補助しており、その一部は戦国期において武装勢力の一端を担ったことが知られている。『一夏（禅宗の夏期修行期間。五月～七月）の衆一千余人』を賄った背景には、数の寡占はともかく、寺僧のみならず直接的・間接的にその任に当たった在俗信者の存在を考えるべきではないだろうか。一般に中世の集落景観は「散村」であるといわれている。しかし、このような宗教的存在が中核となつた場合、散村であっても、指向性の強い組織化された地域社会が形成されているものと思われる。もし両班制に基づく常住組織の存在が確認されれば、国濟寺を取り巻く地域、即ち序鼻和郷という地域社会の在り方や、その成員である民衆との関係についても、より具体的に考証し得るのかも知れない。

本項では、国濟寺の寺領を中核とした地域社会、それが現在「曲輪」と伝えられている地域に展開していた可能性を考えてみた。そして「内曲輪」に存在したであろう序鼻和城が、その一部に建立した国濟寺との密接な関係を形成しつつ存在することによって、未だ南朝勢力が無視できない勢力を有し、政情の流動的な北関東地方において、名流とはいえ、あくまでも新参である深谷上杉氏が、国濟寺壇越の立場を以て、序鼻和に形成されていく地域社会を把握し、拠点化する過程において大きな力としたのではないかと想像するのである。もちろん、当時の生産経済上、農業生産が大きな部分を占めていたことは間違いない、この事抜きには話になるまい。ただ、堀を利用した利水権の独占による地域掌握の拠点としての中世居館の位置付けは、今回の発掘調査により判明した礫層の露出する保水能力の無い地勢や、滯水の痕跡を伴う大規模な堀が確認されない現時点では、我々が把握している序鼻和城像に限っては求めるべくもない（註5）。しかし武士勢力の定着を所領における農業生産の収奪のみに求める必然性もまたない。上杉氏は農業の集約に限定されず、その当時武士、民衆に広く受容されていた禅宗寺院という信仰拠点を中核として形成される地域社会と、これを維持・機能させるために形成された産業構造の集約・管理も行いつつ、地域社会の頂点に定着していくと考える事も可能であろう。本項では、宗教拠点の掌握を序鼻和城存立のを考へる上の要件として提示しておきたい。

註1 「新編…」には『塔頭』と記されているが、執筆時に現存していたものは皆無である。従って「新編…」の記述も江戸時代後期の判断基準に基づくものと考えねばならない。これらの『塔頭』が、建立当初は『旦過』あるいは『接待所』の様な性格のものであったことを考えておく必要があるだろう。

註2 この表記から考えると、館本体と伽藍は明らかに併存していたこととなる。一般的に禅宗寺院は、常住公界として厳密に維持されることが求められており、有力豪族の氏寺として開かれる事の多い寺院の独自性を保つ地力となっている。そのことからも館と寺院が一体となっていた可能性は考え難く、現在の国濟寺境内を即、館の所在地とすることには疑問が生ずる。その位置関係については再考する必要がある。

現在の国濟寺本堂裏には庭園らしき遺構が残り、上杉氏墓所の石造遺物隠匿の伝承もある。同じく上杉氏開基で、深谷城と同時期に創建されたと伝えられている昌福寺には、境内裏に室町期の庭園が保存されていることから、その原型としての姿を国濟寺に求めることが可能である。これらの点から、現在の内曲輪推定

地はその当初から国済寺境内として開かれたと考えてよいだろう。今回検出された国済寺境内を取り巻く内堀の狭小さは、その公界の象徴機能を示すものかも知れない。この点は、堀・土塁に囲まれた地域＝城館跡ばかりではなく、寺院の可能性があるとする橋口氏の指摘を支持するものと考えている。それでは館本体の位置をどこに求めるべきなのか、内曲輪の復元も含め、もう一度原点に立ち返ってみる必要があるだろう。

註3 この考証に関しては、本来一体で寺院の運営にあたる東西両班の組織体制が、それぞれの裁量に帰する、個々に壇那たり得る組織的・経済的影響力も同時に持ち得ていたという、二重構造を内包していた可能性を検討せねばならない。東班が禅院の運営に当たることから、経済的基盤を構築し得、西班が禅院の修行を監督することから、住持への就任、中央寺院の寺官への栄達の基盤を構築し得るという各々の性格から、両者が対立関係となった例が認められる（国史大辞典）。国済寺の場合は、更に『一円』という記述が添えられていることから、東西両班自体が、各々に旦那を勤めるだけの実体（文字通り所領的地盤と、そこから収穫される利潤まで包括される可能性すら考えねばならないかも知れない）を有する組織として機能していたと考えることも可能であろう。両班の実態については、時代的な寺官組織の変質を考えながらも、他の禅宗寺院の例も踏まえ、今後検討すべき課題となるであろう。この解釈については、後述の庁鼻和氏に関する記述解釈によっては、また別の様相を呈するかも知れない。

註4 永仁四（1296）年に製作された「天狗草紙」の中で、禅宗は念佛宗など六宗とともに批判の対象とされている。その中で『見性すれば一文不知の樵夫や山猟でも仏地に登る事ができる』というのが禅宗の教えであると記されている。その製作意図を考えると絵巻の内容自体に誇張表現がある点は否めないが、当時の禅宗に対する民衆の一般的な解釈を端的に理解することができる。その結果各地に出現した放下、暮露の言動などについては、峻翁令山の師、抜隊得勝がその著述「塩山和混合水集」の中で批判しており、次第に権門化していく禅宗とは相容れない部分も存在していたが、禅宗に対する解釈が、民衆の希求する形で広く浸透していった事は間違いない。

註5 平田重之氏のご教示によれば、岡部町熊野遺跡において確認された館跡に、庁鼻和城跡と同様、農業生産に関わる水利権の掌握という存立基盤の弱い可能性が認められるということである。現時点ではこれ以上の考察はできないが、台地先端部という同様の地勢におけるこのような館の存在は、中世後期の武藏・上野国境地域の社会構造を知る上で大きな意味を持つことであろう。

#### 4. 国済寺を中心とする宗教活動～国済寺文書から～

国済寺周辺には同じく上杉氏を壇越・檀那と伝える寺社を確認することができる。例えば国済寺と深谷城の中間地点、先述の鎌倉街道伝承地脇に当たる現深谷市稻荷町地内には、稻荷山福正寺が全国でも珍しい普化宗の寺院として存在していた。普化宗は禅宗の一派であり、峻翁令山禪師の法祖、法灯円明國師の招来という伝来が語られていることから、国済寺とも密接な関係を持っていたと考えられる。国済寺が所有している「武州榛澤郡深谷庄稻荷山福正寺縁起」（写真1）は、応永二十八（1428）年に国済寺八世住職、鉄闘和尚によって記されたものと伝えられ、その開基を上杉家三代当主憲長と記しているが、その表装が福正寺より出された他の文書の仕様と同一であることや、表記手法に後世の作の可能性が指摘されており（註1）、文書の成立に国済寺と福正寺が深く関わった可能性が提示された。普化宗とはいわゆる虚無僧の教化集団であり、山伏などと同様、遍歴するその性格上、定着した寺院が設けられること自体が非常に珍しい。江戸時代には『普化禪宗』などと称され禪宗の一派として広く認知されていたが、禪僧が元来は勧進聖や山伏などの民間宗教者と同様、遍歴する遁世僧であったことを考えると、宗派内における教義理解はともかく禪宗の権門化が著しかった中世後期にまで、その起源を求めるることは首肯できるものである。この点、普化宗の招来を法灯円明國師とする伝承の流布が端的に示しているといえる（註2）。しかし前述の通り、縁起自体が後世の作である可能性が指摘されている現時点では、そこに記されている福正寺の創建年代など記事の真偽は別とせねばならないが、国済寺と福正寺が、共通して壇越とする上杉氏を媒介として、互いの結びつきの強さを公にしていた可能性は大いに考えねばならない。国済寺が、虚無僧の集散する福正寺を中心とする情報拠点の確保という側面を期待していた可能性も考えてよいだろう。

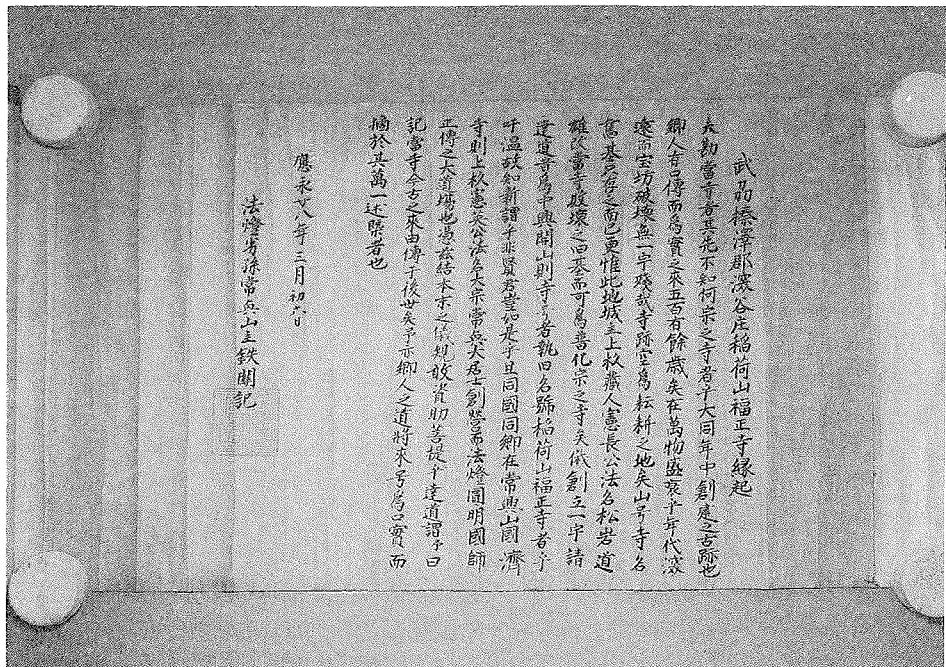


写真1 「武州榛澤郡深谷庄稻荷山福正寺縁起」（国済寺文書）

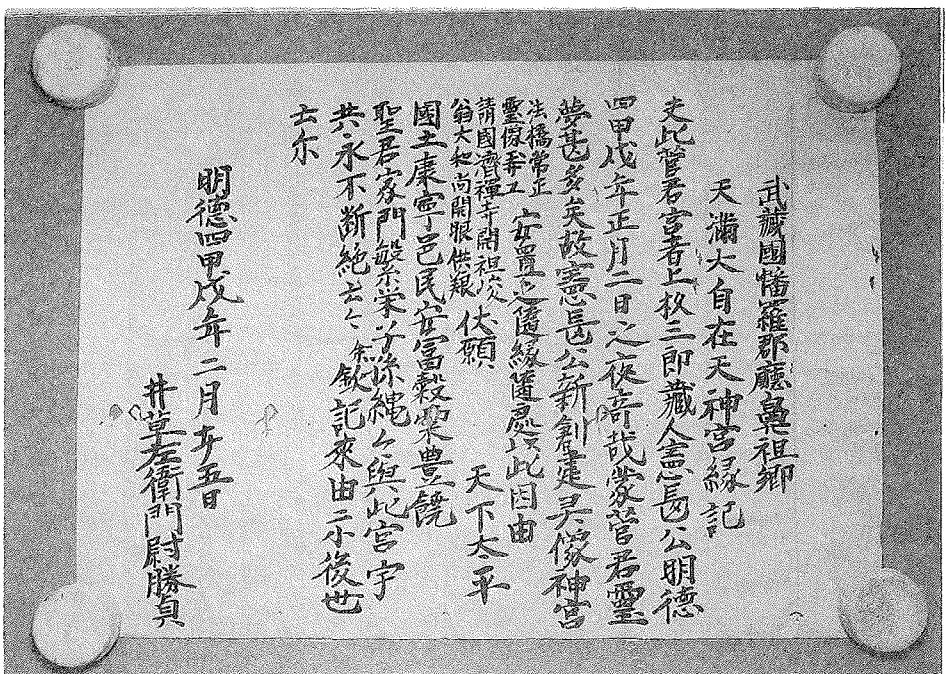


写真2 「武藏国幡羅郡天満大自在天神宮縁記」（国済寺文書）

神祇との結びつきも国済寺の存在の延長線として考えることができる。国済寺に残る「武藏国幡羅郡天満大自在天神宮縁記」（写真2）によって、現在国済寺境内に鎮座している天神宮の起源が三代当主憲長と伝えられている。この文書自体は料紙の質から明らかに近世のものであるが、本状の原書の書写である可能性がある（註3）。元々臨済宗の中でも特に法燈派は、法祖法燈円明と熊野信仰との強い繋がりを示す伝承を数多く残しており、その結びつきについては古くから伝説されている。熊野信仰の中心地である紀伊半島熊野地方には、熊野三社を中心とする地域に法燈派寺院が多数存在し、熊野信仰と密接に結びついていることが知られている。法孫である（註4）峻翁令山の開

山である国濟寺にも、その影響が強く現れていたことがこの文書から確認できる。現在、旧中山道を挟んで国濟寺の北に位置する愛宕神社は国濟寺の鎮守であったとの伝承を残しているが、この神社は江戸時代まで深谷の大沼坊の兼務であったことが知られている。古記録から大沼坊は修驗道場であったことが判明しており、ここにも熊野信仰と国濟寺の結びつきの様子が窺える。

熊野信仰と同様、天神信仰も臨済宗法燈派との結びつきを喧伝されており（註5）、神祇の面からも、国濟寺が多面的な宗教活動の基盤を確立しようとする意図が窺える。

以上の点から、現在の国濟寺の東縁部から深谷地域に至る一帯において、国濟寺を中心とした宗教環境が整備されていた形跡が窺えるのであり、その真実は別として「三代憲長」を開基とする縁起・由来文書に見られるように、上杉氏をその媒介とする点で一致していることにも、壇越・檀那としての上杉氏の存在を最大限活用している国濟寺の活発な布教活動の一端を見ることがあるのである。

註1 現存する延享元(1744)年七月二日付の門弟宛書状が、軸材の加工、料紙の特徴、押捺された印判など、様式においてこの縁起と共に通する点が多い。「新編武藏風土記稿」には、この縁起に関する記事が載せられており、その成立が「新編武藏風土記稿」編纂以前に遡ることには疑問の余地はない。また、元号である『応永』が、中世当時の表記方法である点に疑問が残されている点、『普化宗』という表記が文献上で確認できる上限が、享和二(1802)年の寺社奉行宛書状に止まってしまい、現時点ではそれ以前の文献が確認できない点、国濟寺と福正寺の本末関係の明確化が中世にまで遡り得るのかについて等、この文書の内容、性格の判断には更なる検討が不可欠である。以上は埼玉県立文書館のご教示による。

註2 普化宗と虚無僧に不可欠な尺八の招來を覚心とする伝承は確信の当時の行状記からは実際には確認できず、この伝承が後世の俗信である可能性は否定できない。しかし、その関係が半ば真実として民間に広く流布していた証拠として、その意義は重要である。

註3 日付『二月二十五日』のうち、『二十五』については、その筆圧や『二十』の書き方から、後から書き加えられた可能性が高い。また正月二日の靈夢や二月二十五日の奥書日付は明らかに天神の縁日に由来するものと思われ、この書状には、原型の存在が推定される。そこには原本と見本の二種類が想定することができるが、現時点における言及は不可能である。以上は埼玉県立文書館のご教示による。

註4 法燈派法脈の系略の概要は下記の通りである。

無本覚心（法燈円明）（興國寺）-孤峰覚明（雲樹寺）-抜隊得勝（向嶽寺）-峻翁令山（広園寺・国濟寺）

註5 応永年間を上限とし、近世初頭まで描かれ続けていた「渡唐天神画像」の流布は、禪宗と天神信仰の習合と民間への積極的な普及の有様を雄弁に物語っている

## 5. 庁鼻和城の祖形～府鼻和氏の「府鼻和館」～

府鼻和城の在り方を考えるためにには、やはり上杉以前の「府鼻和館」について知らねばならない。「吾妻鏡」の建長二(1250)年三月の記事、「造閑院殿雜掌ノ事」に、閑院造営に当たる御家人の名前として、『新開荒次郎』『内嶋三郎』らとともに『府鼻和次郎左衛門』の名が記されており、鎌倉時代には府鼻和氏が存在したことがわかる。また、金沢文庫に残る「成田某跡注文」（年代不詳、文保二(1318)年以降か）によれば、幡羅郡における成田左衛門尉の御家人役を継承・負担するものとして、別府氏、玉井氏などと共に『府鼻和両名』が記載されている（註1）。これらの資料によって、少なくとも鎌倉時代中期以降には府鼻和氏を名乗る一族が存在し、鎌倉時代末期には幡羅郡における成田左衛門尉の御家人役の一部を府鼻和氏が継承していたことが分かる。その名前の特異性から見ても、彼らの一族が府鼻和に住していたことは間違いない。

府鼻和一族が何時からどのようにして府鼻和に住していたのか、府鼻和郷との関係はどうなのか、府鼻和氏をめぐる事象には未だ不明な点が多くある。しかし御家人としての存在が確認された以上、府鼻和氏が府鼻和郷の在地領主として住していた期間があったことは間違いない。府鼻和城について考えるには、彼ら一族の居館の位置の確認が重要な意味を持ってくるだろう。そしてその館こそが、

橋口氏の論攷に見える様な「中世居館」の形態を呈していたのではないだろうか。鎌倉幕府の滅亡から南北朝動乱に至る時代の様相を考慮すれば、上杉氏の入城前後の庁鼻和地域においては、単に所領の交替と言うだけではなく、領有の持つ政治的背景や基盤の変質を分析する必要がある。上杉氏の庁鼻和城が庁鼻和氏の館を継承して縄張りされたのか、全く新たに縄張りされたものなのか、庁鼻和城跡の全容を明らかにする上で、今後の調査に課せられた最大の検討課題である。

註1 この『両名』が指す人物の詳細、意味については不明である。庁鼻和一族の二人連名で一つの役を負担しているのか、庁鼻和を所領的に二分し、個別に役を分担しているのか、実態は分からない。しかし、その解釈によっては、東西『ちようのはな』の解釈として、両班制以上に有力な可能性を秘めた、重要な意味を持つ表現と考えている。諸学兄のご教示をお願いしたい。

## 第8章 結語

以上、調査結果の詳細と共に、庁鼻和城と国済寺に関する一試案を提示してみた。国済寺地域の発掘調査自体が内曲輪を中心とするごく一部でしか実施されていない上、今回は度重なる天候不順による遺跡の破壊の進行と、時期を判別し得る出土遺物が極めて少量であったため、殆どの遺構についてその性格設定に至らず、試案の提示に止まってしまった。その試案にしても筆者の無知浅学が災いして、推定に推定を重ねる、まさに空想と言わざるを得ない状態である。記載すること自体、拙速であるとの諸学兄の叱責を待つまでもない。

しかし、これまで考古学的立場からの国済寺の持つ歴史的意義に関する検討を保留せざるをえない状況であったことを考え、更なる検討の素材として敢えて提示させていただいた。諸学兄のご批判や今後の調査結果の蓄積によって、庁鼻和城・国済寺の持つ歴史的意義が、より明確なものとなっていく踏台になれば幸いと考えている。一層のご指導・ご鞭撻をお願い申し上げる次第である。